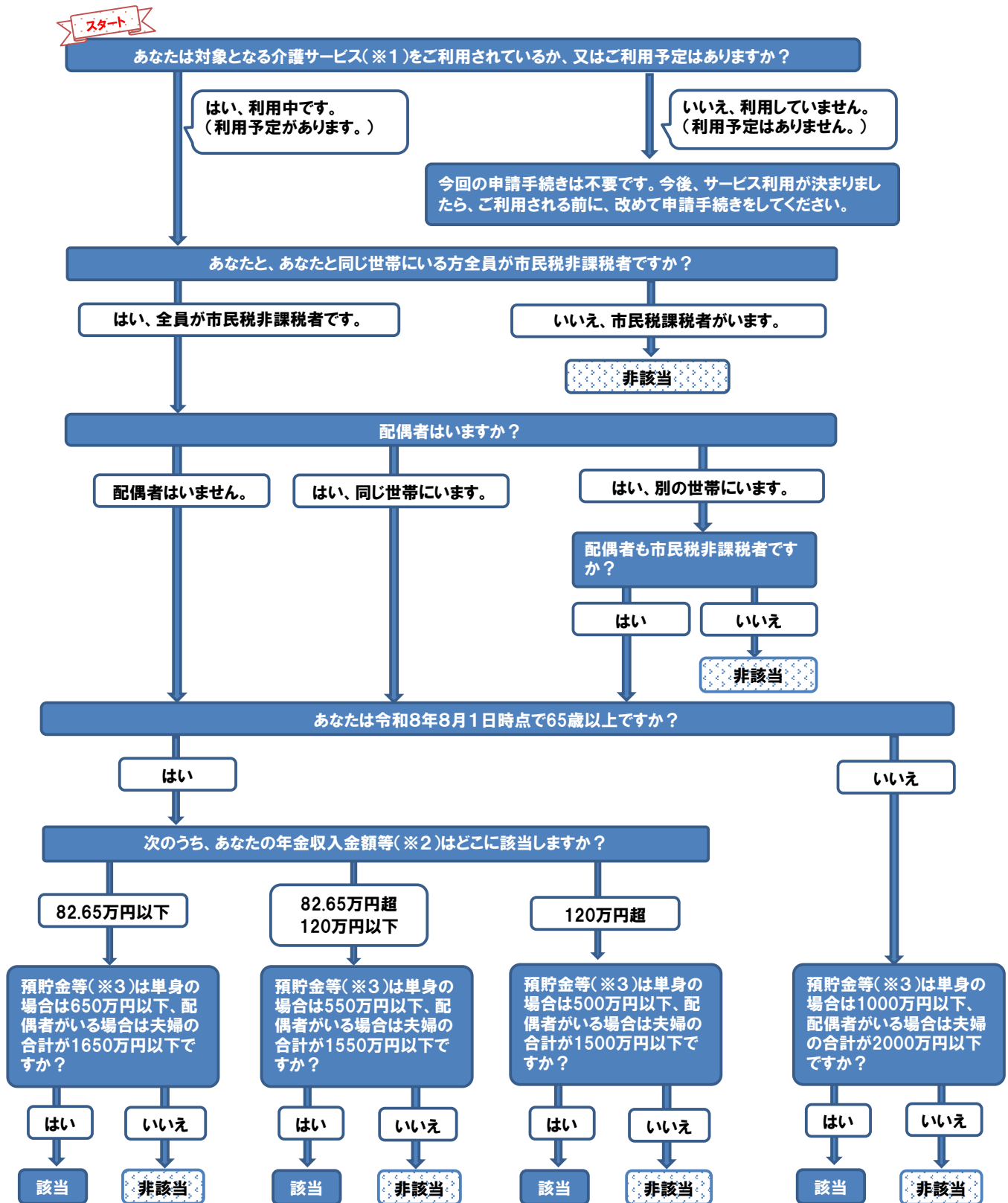


フロー図

○申請書をご提出いただく前に、下のフロー図で負担限度額認定証の交付対象になるかご確認ください。

○非該当となる方から申請書をご提出いただいても、負担限度額認定証は交付されません。



※1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院への入所、またはショートステイ（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護）の利用

※2 公的年金等収入額と非課税年金収入額（基礎年金、厚生年金、共済年金等の遺族年金又は障害年金）とその他の合計所得金額（税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額）から、給与収入に係る控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額と公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。）の合計

※3 預貯金、現金、有価証券等の額の合計から、負債（住宅ローンや借入金等）を差し引いた金額